令和7年度 業務	補佐係長	係員	精查	設計	令和7年9月
-------------	------	----	----	----	--------

業務設計書

鳥取市気高地域新設統合小学校新築基本設計及び実施設計業務

業務区分	<u> </u>	<u> </u>	務	概	要
設 計	気高地域新設統合小	学校新築基本	本設計業務		
	気高地域新設統合小	学校新築実施	施設計業務		
	<u></u>		U		

鳥

No.	1

区分	名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金額	備考
1	設計料	新築 基本設計・実施設計	1	式			
		新築うち基本設計部分	1	式			(指定部分)
		新築 うち実施設計部分	1	式			
		_					
	業務価格						
	消費税等相当額		1	式			10%
	業務委託料						
		鳥	取		市		

鳥 取

No.	2
10.	

区分	名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金額	備考
1	設計料	新築・増築・改築					
A	直接人件費		1	式			
	内訳) 業務人・時間数						
В	諸経費		1	式			
С	技術経費		1	式			
D	特別経費	RIBC 4ライセンス×6か月	1	式			
	業務価格						

鳥取市建築設計業務委託特記仕様書

第1章 業務概要

1 業務名称

鳥取市気高地域新設統合小学校新築基本設計及び実施設計業務

2 履行期限

令和10年3月15日まで

指定部分完成 令和8年11月27日まで (指定部分の範囲:基本設計に関する部分)

3 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という。)の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称

鳥取市立気高地域新設統合小学校

(2) 敷地の場所

鳥取市気高町浜村地内

(3) 施設用途【新築工事の場合】

小学校(令和6年国土交通省告示第8号(以下「積算告示」という。)別添二第7号第1類とする。)

4 適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項の中で□印の付いたものについては、☑印の付いたものを適用する。

5 設計与条件

(1) 敷地の条件

ア 敷地面積:19,810.84㎡ イ 都市計画区域、気高都市計画区域

> 都市計画区域:内 用途地域:指定なし 防火地域:指定なし

(2) 施設の条件

ア 主要建物の棟別の規模、構造

区分	棟名称等	構造·階	延べ面積	備考	
	校舎棟	未定	4,200 ㎡程度		
does total	屋内運動場	未定	900 ㎡程度	 ※構造・階数・面積は	
新築	附属建物 ・車いす使用者用駐車場(2台) ・倉庫2棟	未定		基本設計にて確定する。	

イ 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月29日付国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号)による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

- (7) 構造体: □Ⅰ類 □Ⅱ類 □Ⅲ類
- (イ) 建築非構造部材: 図A類 □B類
- (ウ) 建築設備: □甲類 ☑乙類

(3)	建設の条件	

ア 工事費概算額: 総額約30億円 ※基本設計にて算出

イ 建設工期:令和10年度後半から令和13年度末まで

(4) 業務難易度の設定(該当するものを図とする) 計画施設は、業務の難易度の設定は次のとおりとする。

ア総合

建築物	適用
特殊な敷地上の建築物	
木造の建築物(小規模なものを除く。)	

イ 構造

建築物	適用
特殊な形状の建築物	
特殊な解析、性能検証等を要する建築物、特殊な構造の建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。) 又は免震建築物(国土交通大臣の認定を要するものを除く。)	
木造の建築物(小規模なものを除く。)	

ウ設備

建築物	適用
特殊な形状の建築物又は特殊な敷地上の建築物	
特別な性能を有する設備が設けられる建築物	7

(5) その他

その他の設計与条件は、別紙「鳥取市気高地域新設統合小学校新築基本設計及び実施設計業務設計与 条件」、「鳥取市気高地域新設統合小学校新築 省エネ化・脱炭素検討指示書」及び「参考図」による ほか、調査職員と協議のうえ決定する。

第2章 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、鳥取市建築設計業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)による。

1 管理技術者等の資格要件

ア 管理技術者等の資格要件

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計についての高度な技術力及び経験を有する者とする。 この場合、建築設備士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士(「建築設備士等」とい う。以下同じ。)は一級建築士と同等と扱い、二級電気工事施工管理技士、二級管工事施工管理技士(「施 工管理技士等」という。以下同じ。)は二級建築士と同等と扱う。

- 建築
- □一級建築士の免許取得後 23 年以上の実務経験を有する者
- 図一級建築士の免許取得後 18 年以上 23 年未満の実務経験を有する者
- □一級建築士の免許取得後 13 年以上 18 年未満の実務経験を有する者
- 設備のみ
 - □建築設備士等の資格取得後 23 年以上の実務経験を有する者又は施工管理技士等の資格取得後 28 年以上の実務経験を有する者
 - □建築設備士等の資格取得後 18 年以上 23 年未満の実務経験を有する者又は施工管理技士等の資格取得後 23 年以上 28 年未満の実務経験を有する者
 - □建築設備士等の資格取得後 13 年以上 18 年未満の実務経験を有する者又は施工管理技士等の資格取得後 18 年以上 23 年未満の実務経験を有する者

イ 設計担当者の資格要件

設計担当者は、次の要件を満たすものとする。

区分		資格要件
建	総合 (意匠)	□ランクΙ ☑ランクⅡ □ランクⅢ
築	構造	□ランク I ☑ランク II □ランク III
設	電気	□ランク I ☑ランク II □ランク III
備	機械	□ランク I ☑ランク II □ランク III

なお、各技術者の資格要件は次のとおりとする。

a 建築

ランク I: 一級建築士の免許取得後8年以上13年未満の実務経験を有する者

ランクⅡ:一級建築士の免許取得後3年以上8年未満以上の実務経験を有する者

ランクⅢ:一級建築士の資格を取得後1年以上、二級建築士の資格を取得後3年以上、大学・高

等専門学校卒業後3年以上又は高等学校卒業後8年以上の実務経験を有する者

b 設備

ランク I:次のいずれかによる

・建築設備士等の資格取得後8年以上13年未満の実務経験を有する者

・施工管理技士等の資格取得後13年以上18年未満の実務経験を有する者

ランクⅡ:次のいずれかによる

・建築設備士等の資格取得後3年以上8年未満の実務経験を有する者

・施工管理技士等の資格取得後8年以上13年未満の実務経験を有する者

ランクⅢ:次のいずれかによる

建築設備士等の資格取得後3年未満の実務経験を有する者

施工管理技士等の資格取得後5年以上8年未満の実務経験を有する者

ウ 管理技術者と設計担当者の兼務の可否

管理技術者と設計担当者 □兼務できる □兼務できない

2 業務計画書

受注者は業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書作成要領(案)(鳥取市都市整備部建築住宅課) (平成23年7月)を参考に業務計画書を作成し、調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

- (1) 業務概要
- (2) 業務項目
- (3) 実施方針 設計方針の説明に関する資料(積算告示別添一第一号イに掲げる基本設計及び第二号イに 掲げる実施設計の方針)
- (4) 業務工程
- (5) 照査計画 ※管理技術者及び照査担当者は、修正事項等を記録すること。
- (6) 業務実施体制
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する基準及び主な図書
- (9) その他

3 設計業務の範囲

(1) 基本設計

アー般業務

(ア) 対象施設に係る次の基本設計を行う。

☑建築(総合・意匠)☑建築(構造)☑電気☑機械☑昇降機等□その他()

(イ) 基本設計に関する標準業務は次のとおりとする。

☑条件整理

☑設計条件の変更等の場合の協議

図計画通知又は建築確認申請(建築基準関係規定(みなし規定を含む。)。以下同じ。)に係る関係機関との打合せ 図上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ 図給合検討 図基本設計方針の策定及び建築主への説明 図基本設計内容の建築主への説明 図基本設計内容の建築主への説明等 1 追加業務 図透視図の作成(図鳥瞰図・図外観図・図内観図) 模型製作 模型の写真撮影 図鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 特殊設備に係る検討・音声誘導設備に係る検討・対部雷保護設備に係る検討・構内情報通信網設備に係る検討・音声誘導設備に係る検討・非水処理設備に係る検討・商水・排水再利用設備に係る検討・蓄熱システムに係る検討・雪高房設備に係る検討) 電波障害発生に関する検討 ②概略工事工程表の作成
図上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ図総合検討図基本設計方針の策定及び建築主への説明図基本設計図書の作成図携算工事費の検討図基本設計内容の建築主への説明等
図総合検討 図基本設計方針の策定及び建築主への説明 図基本設計図書の作成 図概算工事費の検討 図基本設計内容の建築主への説明等 イ 追加業務 図透視図の作成(☑鳥瞰図・☑外観図・☑内観図) □模型製作 □模型の写真撮影 図鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 □特殊設備に係る検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
図基本設計方針の策定及び建築主への説明 図基本設計内容の検討 図基本設計内容の建築主への説明等 イ 追加業務 図透視図の作成(図鳥瞰図・図外観図・図内観図) □模型製作 □模型の写真撮影 図鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 □特殊設備に係る検討・「・実験設備に係る検討・中の部電保護設備に係る検討・構内情報通信網設備に係る検討・音声誘導設備に係る検討・非水処理設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る検討・蓄熱システムに係る検討・事冷房設備に係る検討・回電波障害発生に関する検討 図観略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 図ZEB 化にかかる比較検討 図住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ② 実施設計 ア 一般業務 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 図建築(総合・意匠) 図建築 (構造) 図電気 図機械 図昇降機等 □解体 (4) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 図建築主の要求等の確認 図設計条件の変更等の場合の協議 図各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
図基本設計図書の作成 図概算工事費の検討 図基本設計内容の建築主への説明等 1 追加業務 図透視図の作成(☑鳥瞰図・☑外観図・☑内観図) □模型製作 □模型の写真撮影 図鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 □特殊設備に係る検討・内部需保護設備に係る検討・構内情報通信網設備に係る検討・音声誘導設備に係る検討・力部需保護設備に係る検討・構内情報通信網設備に係る検討・蓄熱システムに係る検討・排水処理設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討 □電波障害発生に関する検討 図概略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 ☑ZEB 化にかかる比較検討 ②住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ②2) 実施設計 ア 一般業務 (ブ) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 図建築(総合・意匠) 図建築(構造) 図電気 図機械 図昇降機等 □解体 (イ) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 図建築主の要求等の確認 図設計条件の変更等の場合の協議 図各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
図基本設計図書の作成 図概算工事費の検討 図基本設計内容の建築主への説明等 1 追加業務 図透視図の作成(☑鳥瞰図・☑外観図・☑内観図) □模型製作 □模型の写真撮影 図鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 □特殊設備に係る検討・内部需保護設備に係る検討・構内情報通信網設備に係る検討・音声誘導設備に係る検討・力部需保護設備に係る検討・構内情報通信網設備に係る検討・蓄熱システムに係る検討・排水処理設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討 □電波障害発生に関する検討 図概略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 ☑ZEB 化にかかる比較検討 ②住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ②2) 実施設計 ア 一般業務 (ブ) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 図建築(総合・意匠) 図建築(構造) 図電気 図機械 図昇降機等 □解体 (イ) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 図建築主の要求等の確認 図設計条件の変更等の場合の協議 図各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
図概算工事費の検討 図基本設計内容の建築主への説明等 イ 追加業務 図透視図の作成(☑鳥瞰図・☑外観図・☑内観図) □模型製作 □模型の写真撮影 図鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 □特殊設備に係る検討・・方の部需保護設備に係る検討・構内情報通信網設備に係る検討・音声誘導設備に係る検討・内部需保護設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討・回電波障害発生に関する検討 図概略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 ☑ZEB 化にかかる比較検討 ☑住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ② 実施設計 ア 一般業務 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 ☑建築(総合・意匠) ☑建築(構造) ☑電気 ☑機械 ☑昇降機等 □解体 (イ) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 ☑建築主の要求等の確認 ☑設計条件の変更等の場合の協議 ☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
□基本設計内容の建築主への説明等 イ 追加業務 □透視図の作成(☑鳥瞰図・☑外観図・☑内観図) □模型製作 □模型の写真撮影 □鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 □特殊設備に係る検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
イ 追加業務 □透視図の作成(☑鳥瞰図・☑外観図・☑内観図) □模型製作 □模型の写真撮影 ☑鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 □特殊設備に係る検討・(・実験設備に係る検討・内部雷保護設備に係る検討・構内情報通信網設備に係る検討・音声誘導設備に係る検討・排水処理設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討) □電波障害発生に関する検討 ☑概略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 ☑ZEB 化にかかる比較検討 ☑住民説明等に必要な資料の作成及び説明 (②) 実施設計
□透視図の作成(☑鳥瞰図・☑外観図・☑内観図) □模型製作 □模型の写真撮影 ☑鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 □特殊設備に係る検討・・実験設備に係る検討・内部雷保護設備に係る検討・構内情報通信網設備 に係る検討・音声誘導設備に係る検討・排水処理設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る 検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討) □電波障害発生に関する検討 ☑概略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 ☑ZEB 化にかかる比較検討 ☑住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ②2) 実施設計
□模型の写真撮影 □鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 □特殊設備に係る検討・・実験設備に係る検討・内部雷保護設備に係る検討・構内情報通信網設備 に係る検討・音声誘導設備に係る検討・排水処理設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る 検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討) □電波障害発生に関する検討 ☑概略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 ☑ZEB 化にかかる比較検討 ②住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ②実施設計 ア 一般業務 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 ②建築(総合・意匠) 図建築(構造) 図電気 図機械 図昇降機等 □解体 (4) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 図建築主の要求等の確認 図設計条件の変更等の場合の協議 図香種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
□模型の写真撮影 □鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 □特殊設備に係る検討 (・実験設備に係る検討・内部雷保護設備に係る検討・構内情報通信網設備 に係る検討・音声誘導設備に係る検討・排水処理設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る 検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討) □電波障害発生に関する検討 ②概略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 ②ZEB 化にかかる比較検討 □ 全住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ②2)実施設計 ア 一般業務 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 図建築(総合・意匠) 図建築(構造) 図電気 図機械 図昇降機等 □解体 (4) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 図建築主の要求等の確認 図建築主の要求等の確認 図計条件の変更等の場合の協議 図各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
図鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び事前協議業務 □特殊設備に係る検討・・実験設備に係る検討・内部雷保護設備に係る検討・構内情報通信網設備 に係る検討・音声誘導設備に係る検討・排水処理設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る 検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討) □電波障害発生に関する検討 ☑概略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 ☑ZEB 化にかかる比較検討 ☑住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ②主展説明等に必要な資料の作成及び説明 ②実施設計 アー般業務 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 ☑建築(総合・意匠) ☑建築(構造) ☑電気 ☑機械 ☑昇降機等 □解体 (4) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 ☑建築主の要求等の確認 ☑設計条件の変更等の場合の協議 ☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
□特殊設備に係る検討 (・実験設備に係る検討・内部雷保護設備に係る検討・構内情報通信網設備 に係る検討・音声誘導設備に係る検討・排水処理設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る 検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討) □電波障害発生に関する検討 ☑概略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 ☑ZEB 化にかかる比較検討 ☑住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ②主義 (総合・意匠) ☑建築 (構造) ☑電気 ☑機械 ☑昇降機等 □解体 (イ) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 ☑建築主の要求等の確認 ☑設計条件の変更等の場合の協議 ☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
に係る検討・音声誘導設備に係る検討・排水処理設備に係る検討・雨水・排水再利用設備に係る 検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討) □電波障害発生に関する検討 ☑概略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 ☑ZEB 化にかかる比較検討 ☑住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ②2) 実施設計 アー般業務 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 ☑建築(総合・意匠) ☑建築(構造) ☑電気 ☑機械 ☑昇降機等 □解体 (4) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 ☑建築主の要求等の確認 ☑設計条件の変更等の場合の協議 ☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
検討・蓄熱システムに係る検討・雪冷房設備に係る検討) □電波障害発生に関する検討 ☑概略工事工程表の作成
□電波障害発生に関する検討 ②概略工事工程表の作成
図概略工事工程表の作成 工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 図ZEB 化にかかる比較検討 図住民説明等に必要な資料の作成及び説明 (2) 実施設計 アー般業務 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 図建築(総合・意匠) 図建築(構造) 図電気 図機械 図昇降機等 □解体 (4) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 図建築主の要求等の確認 図設計条件の変更等の場合の協議 図各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模及び難易度、地域の実情等を踏まえた工程表を作成すること。 ☑ZEB 化にかかる比較検討 ☑住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ② 実施設計 ア 一般業務 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 ☑建築(総合・意匠) ☑建築(構造) ☑電気 ☑機械 ☑昇降機等 □解体 (4) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 ☑建築主の要求等の確認 ☑改計条件の変更等の場合の協議 ☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
まえた工程表を作成すること。 ☑ZEB 化にかかる比較検討 ☑住民説明等に必要な資料の作成及び説明 ② 実施設計 ア 一般業務 (ア) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 ☑建築(総合・意匠) ☑建築(構造) ☑電気 ☑機械 ☑昇降機等 □解体 (イ) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 ☑建築主の要求等の確認 ☑設計条件の変更等の場合の協議 ☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
□ZEB化にかかる比較検討 □住民説明等に必要な資料の作成及び説明 (2) 実施設計 ア 一般業務 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 □建築(総合・意匠) □建築(構造) □電気 □機械 □昇降機等 □解体 (イ) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 □建築主の要求等の確認 □設計条件の変更等の場合の協議 □各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
☑住民説明等に必要な資料の作成及び説明 (2) 実施設計 ア 一般業務 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 ☑建築(総合・意匠) ☑建築(構造) ☑電気 ☑機械 ☑昇降機等 □解体 (4) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 ☑建築主の要求等の確認 ☑設計条件の変更等の場合の協議 ☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
 (2) 実施設計 ア 一般業務 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 ☑建築(総合・意匠) ☑建築(構造) ☑電気 ☑機械 ☑昇降機等 □解体 (4) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 ☑建築主の要求等の確認 ☑設計条件の変更等の場合の協議 ☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
ア 一般業務 (ア) 対象施設に係る次の実施設計を行う。
 (7) 対象施設に係る次の実施設計を行う。 ☑建築(総合・意匠) ☑建築(構造) ☑電気 ☑機械 ☑昇降機等 □解体 (4) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。 ☑建築主の要求等の確認 ☑設計条件の変更等の場合の協議 ☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
☑建築(総合・意匠)☑建築(構造)☑電気☑機械☑昇降機等□解体(イ) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。☑建築主の要求等の確認☑設計条件の変更等の場合の協議☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
(イ) 実施設計に関する標準業務は次のとおりとする。☑建築主の要求等の確認☑設計条件の変更等の場合の協議☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
☑建築主の要求等の確認☑設計条件の変更等の場合の協議☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
☑設計条件の変更等の場合の協議☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
☑各種法令・条例の諸条件の調査、打合せ
[2] 元泽加力) 计连续控制由注注 核子胆核嫩胆 [2] 人名 计
☑計画通知又は建築確認申請に係る関係機関との打合せ
図総合検討
図実施設計のための基本事項の確定
図実施設計方針の策定及び建築主への説明 図また記述図書の作式
図実施設計図書の作成
☑建築確認申請図書の作成
図概算工事費の検討
☑概算工事費の検討☑実施設計内容の建築主への説明等
☑実施設計内容の建築主への説明等
☑実施設計内容の建築主への説明等イ 追加業務の内容及び範囲
図実施設計内容の建築主への説明等 イ 追加業務の内容及び範囲 (7) 積算業務
図実施設計内容の建築主への説明等 イ 追加業務の内容及び範囲 (ア) 積算業務 図積算数量算出書の作成
☑実施設計内容の建築主への説明等イ 追加業務の内容及び範囲(ア) 積算業務☑積算数量算出書の作成☑単価作成資料の作成
☑実施設計内容の建築主への説明等イ 追加業務の内容及び範囲(7) 積算業務☑積算数量算出書の作成☑単価作成資料の作成☑見積徴収
☑実施設計内容の建築主への説明等イ 追加業務の内容及び範囲 (ア) 積算業務
図実施設計内容の建築主への説明等 イ 追加業務の内容及び範囲 (ア) 積算業務 図積算数量算出書の作成 図単価作成資料の作成 図見積徴収 図見積徴収 図見積検討資料の作成 図工事費内訳書の作成 (RIBC による)
図実施設計内容の建築主への説明等 イ 追加業務の内容及び範囲 (7) 積算業務
図実施設計内容の建築主への説明等 イ 追加業務の内容及び範囲 (ア) 積算業務 図積算数量算出書の作成 図単価作成資料の作成 図見積徴収 図見積徴収 図見積検討資料の作成 図工事費内訳書の作成 (RIBC による)

(ウ) 通知等

口建築物の耐震攻修の促進に関する法律弟8条の規定に基づく認定	甲請書作及い甲請于続業務
□建築基準法に基づく認定・許可申請書作成及び申請手続業務	
(認定申請の内容: 、許可申請の内容:)
□都市計画法に基づく許可申請書作成及び手続業務	
(許可申請の内容:)
☑建築基準法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画通知手続業務	
☑建築基準法第 18 条第 4 項に基づく構造計算適合性判定業務	
☑建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律	第53号)第34条第1項に規定す
る建築物エネルギー性能向上計画の認定に係る手続業務	
☑鳥取市景観形成条例に関する資料の作成及び通知手続業務	
□防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続	註業務
□鳥取市中高層建築物の建築に関する指導要綱の届出書の作成及び	『申請手続業務 (標識看板の作成、
設置報告書の届出)	
☑建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業	務
□官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイク	ルを通じた二酸化炭素排出量等
を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務	
□都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53	3条第1項に規定する低炭素建築
物新築等計画の認定に係る業務	
□BIMデータ説明資料の作成	
□木造化手法に係る検討	
(エ) その他	
□建築物等の詳細調査	
□特殊設備に係る検討(○○設備、△△設備)	
☑住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く。)	
☑概略工事工程表の作成	
工事の品質、安全性、経済性の確保に配慮し、当該工事の規模	莫及び難易度、地域の実情等を盛
り込んだ工程表(ネットワーク工程表等)を、発注区分を考慮して	作成すること。
□その他()

4 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計与条件、適用基準等によって行う。
- イ 関連団体との話し合いの場を持ち配置計画、平面計画、設備計画及び外構計画を決定する。
- ウ 基本設計完了時に、関係者に対し、基本設計に関する説明会等を開催すること。
- エ 採用する材料又は工法は、第2章4(4)に示す標準仕様書に記載のあるものとすること。これ以外の 材料又は工法を採用する場合は、採用する根拠等を示すこと。
- オ 当該業務に関係する設計業務の受注者と協力体制を構築し、業務が円滑に執行するよう調整すること。調整は、主に総合仮設計画、工程、工期及び成果品について行う。
- カ 発注者に対し、途中成果物等の設計内容・趣旨の説明を十分に行い、相互認識のずれがないよう努 めるとともに、発注者側が確認する時間を十分に確保する。
- キ 業務に必要な現地調査を行い、本工事の設計に係る計画の整合性及び関係法令、条例等による諸規 則を調査及び関係官公署と打合せするものとする。現地調査又は関係官公署と打合せを行った結果を まとめ、調査職員に報告すること。
- ク 管理技術者は、総合、意匠、構造、電気設備、機械設備の各担当技術者間の調整を十分に行い、各 工事の設計図書の整合を図り、また各工事の工事区分を明確にすることで施工時に問題等が生じない よう工種間の調整を行うこと。これらについては記録し、調査職員に報告すること。

(2) 履行報告

業務の進ちょく状況について「委託業務履行報告書」を作成し、進ちょく状況の分かる図面及び調整 事項、図面照査事項等の記録を添えて月末ごとに調査職員に提出すること。

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

- ア 業務着手時
- イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ その他 (毎月1回の定例打合せ)

(4) 適用基準等

適用基準は関係法令のほか、以下の基準等によるものとする。

ア 共通

- ☑鳥取市公共建築工事積算基準(鳥取市都市整備部建築住宅課)(令和6年10月)
- 図官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成25年3月)
- □官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ☑鳥取県福祉のまちづくり施設整備マニュアル(令和4年10月)
- 図高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省住宅局建築指導課)
- 図鳥取市公共サインガイドライン(平成 22 年 10 月)
- □省エネルギー建築設計指針
- □環境配慮型官庁施設設計指針
- ☑鳥取市景観計画
- ☑鳥取市緑の基本計画(平成21年4月)
- ☑駐車場設計・施工指針(国土交通省)
- ☑各種国庫負担(補助)に係る基準・取り扱い等
- 図営繕工事積算チェックマニュアル (令和5年)
- □建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)

イ 建築

- □敷地調査共通仕様書(令和4年)
- ☑公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年)
- □公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年)
- ☑公共建築木造工事標準仕様書(令和4年)
- □公共住宅建設工事共通仕様書(令和元年)
- ☑建築設計基準(令和6年)
- ☑建築設計基準の資料 (令和6年)
- ☑建築構造設計基準(令和3年)
- ☑建築構造設計基準の資料 (令和3年)
- ☑木造計画・設計基準(平成29年)
- ☑木造計画・設計基準の資料 (平成29年)
- ☑構内舗装・排水設計基準(平成27年)
- ☑構内舗装・排水設計基準の資料(平成27年)
- ☑建築工事設計図書作成基準(令和2年)
- ☑建築工事設計図書作成基準の資料(令和2年)
- ☑建築基礎設計のための地盤調査計画指針(2009年)
- ☑建築工事監理指針(令和4年)
- □建築改修工事監理指針(令和4年)
- ☑建築基礎構造設計指針(2019年)
- □既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説 (2017年)
- □耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説 (2011 年)
- ☑建築工事標準詳細図(令和4年)

ウ建築積算

- ☑公共建築数量積算基準(令和5年)
- ☑公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) (令和5年)
- ☑公共建築工事見積標準書式(建築工事編) (令和5年)

工 設備

☑公共建築工事標準仕様書[電気設備工事編](令和4年)

☑公共建築工事標準仕様書[機械設備工事編] (令和4年)	
☑公共建築改修工事標準仕様書[電気設備工事編](令和4年)	
☑公共建築改修工事標準仕様書[機械設備工事編](令和4年)	
☑建築設備計画基準(令和3年)	
☑建築設備設計基準(令和3年)	
□雨水利用・排水再利用設備計画基準(平成 28 年)	
☑建築設備工事設計図書作成基準(令和3年)	
☑建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)	
☑電気設備工事監理指針(令和4年)	
☑機械設備工事監理指針(令和4年)	
☑建築設備設計計算書作成の手引(令和3年)	
☑公共建築設備工事標準図[電気設備工事編](令和4年)	
☑公共建築設備工事標準図[機械設備工事編](令和4年)	
才一設備積算	
☑公共建築設備数量積算基準(令和5年)	
☑公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)(令和5年)	
☑公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (令和5年)	
力 解体	
□建築物解体工事共通仕様書(令和4年)	
(5) 貸与品及び支給品	
[貸与品名]	
アー建築	
☑建築図面一式 CAD データ (測量調査設計業務 (開発区域求積図、座標図、平面図))	
□画像データ (提供できる図面名:)
イ電気	
□電気関係図面一式 CAD データ	
□画像データ(提供できる図面名:)
ウー機械	
□機械関係図面一式 CAD データ	
□画像データ(提供できる図面名:)
エ 既存建築物設計図書一式(建設当時の製本)	
□建築 □電気 □機械 □その他()
□既存敷地調査資料(柱状図)	
[支給品名]	
☑RIBC2 単価データー式	
☑特記仕様書の CAD データ	
☑その他 (地質調査業務報告書)	
[引渡場所等]	
引渡場所(建築住宅課窓口) 引渡時期(業務着手時)	
返却場所(建築住宅課窓口) 返却時期(業務完了後)	
(6) 保険等	
受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。	
☑労働者災害補償保険	
☑業務上の賠償責任を補償する保険	
(7) 中田(m) 7 01) 不	
(7) 成果物について	
アー設計原図の材質等	
(7) 設計原図の材質は、図白焼き ロトレーシングペーパー	
(イ) 設計原図の大きさ □A1 版 □ □	
(ウ) 原図の様式は調査職員の指示による。	

- イ CAD データの保存形式及びレイヤ構成等については、業務着手時に調査職員と協議する。
- ウ 積算資料のファイルは、インデックス等により見開きしやすいようにすること。
- エ 次に掲げるものは調査完了後速やかに調査職員へ提出すること。
 - ・現地調査及び建物詳細調査
 - □石綿含有建材の調査の報告書
- オ 次に掲げる成果物は、指定する期限までに調査職員へ提出すること。

成果物	期限	備考
基本設計で作成する図書		
参考概算工事費	令和8年10月9日まで	
概略工事工程表	令和8年10月9日まで	
実施設計で作成する図書		最終のもの
工事図面		
・建築	令和9年7月30日まで	
・電気、機械、その他	令和9年8月20日まで	
工事費内訳書		
・建築	令和9年9月10日まで	概算工事費
・電気、機械、その他	令和9年10月1日まで	
・建築、電気、機械、その他	令和10年2月18日	金額確定版
略工事工程表	令和9年9月10日まで	
確認済証	令和10年1月31日まで	

カ 官公庁に提出する申請書等

実施設計着手後、速やかに官公庁に提出する申請書等の一覧を提出すること。また、官公庁に提出する申請書等は、事前に調査職員へ提出し、確認を受けること。

- キ その他の成果物は、履行期限までに調査職員に提出すること。
- ク 電子データの提出方法については、調査職員と協議すること。
- ケ 成果物の取扱いについて

提出された成果物(図面等の電子データを含む)については、当該施設に係る工事の受注者に貸与 し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、契約約款第8条第1項の 規定の範囲内で使用することがある。

コ 建設工事発注時点に見積り等価格の変動があった場合は、見積書の再徴収等に協力すること。

(8) 工事費概算額の遵守

業務は、第1章5(3)に示す工事費概算額を遵守して実施するものとし、これを超過する見込みがある場合は速やかに調査職員と協議のうえ、受注者の責において設計図書の修正を行うものとする。

(9) 採用単価

ア 積算に採用する単価は、「鳥取市公共建築工事積算基準 Ⅲ単価積算基準」によるほか調査職員の 指示による。

- イ 採用する単価の優先順位は次のとおりとする。
 - 1 鳥取市標準単価
 - 2 営繕工事設計標準単価(市場単価)※改修工事の場合は使用しないこと。
 - 3 営繕工事設計標準単価(複合単価)
 - 4 物価資料の掲載価格

※物価資料に記載されている単価を採用する場合は、物価資料に記載されている「建物種別・構造・建物規模」に注意すること。

5 製造業者・専門工事業者の見積り、資料(製造業者のカタログ等) 見積りを徴収する場合は、原則として市内業者を優先して徴収する。ただし、市内に販売店又は 取扱いメーカー、商社数が限定されている場合等については除く。

(10) 内訳明細書等の作成要領

- ア 積算数量算出書は、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準によるほか、次による。
 - ・建築意匠 室ごとにまとめること。
 - ・建築構造 階層ごとにまとめること。
 - ・調査職員の指示による。
- イ 内訳書は、「鳥取市公共建築工事積算基準 IV工事費内訳書作成要領」によるほか、次による。
 - ・新築工事等の部分と改修部分の科目を分けること。
 - ・その他、調査職員の指示による。
- ウ 代価表は、以下の場合に作成する。
 - (ア) 物価資料に記載された単価を採用し、最低値を作成する場合。
 - (イ) 物価資料に掲載されている単価(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映するため、補正を行う場合。
 - (ウ) 個別に単価を作成する場合。
- エ 仮設材・仮設機器等については、設置期間等見積りに必要な施工条件を摘要欄に明記する。
- オ 採用した単価の根拠を備考欄に記載する。

見積り、資料等の単価は、備考欄に見積り、資料等に記載された単価をそのまま記入する。 《単価採用記入例》 物価資料名(採用時期)+ページ+採用地域

単価採用根拠	記入例
・建設物価・積算資料	物 12 月 568 鳥 資 12 月 568 鳥
・コスト情報	コ市冬 13 鳥
・施工単価資料 ・製造業者・専門工事業者の見積り	施市冬 13 鳥 見 15000
	カ 15000

力 工事発注区分

実施設計図書は、次に示す発注区分ごとにまとめるものとする。

☑建築工事 ☑電気工事 ☑機械工事 ☑昇降機工事 ☑造園工事 □解体工事 ※協議によりさらに分離する場合は、調査職員の指示によるものとする。

5 成果物

(1) 基本設計

成果物	内容
☑建築(総合)	1 計画説明書 2 敷地概要 3 配置計画 4 建物概要 5 外観計画 6 仕上計画 7 動線計画 8 外構計画 9 仮設計画
☑建築(構造)	1 構造計画説明書 2 構造設計概要
☑電気(強電、弱電)	1 電気設備計画説明書 2 電力設備計画 3 情報・通信設備計画 4 防災・防犯設備計画 5 仕様概要書 6 各種技術資料 7 その他
≜ □	1 機械設備計画説明書 2 空気調和設備計画 3 換気設備計画 4 給排水衛生設備計画 5 仕様概要書 6 各種技術資料 7 その他
☑昇降機等	1 昇降機等計画説明書 2 昇降機等設計概要書 3 各種技術資料
☑工事費概算書	
☑関係法令チェックリスト	 建築基準法 公営住宅法 消防法 都市計画法 バリアフリー法 景観法 その他
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
□ 現況調査書 □ 現況調査書	
□その他	電波障害発生検討図
型表紙 四仕様書 四敷地案内図 四敷地求積図 四配置図 四面積表及び求積図 四仕上表 四平面図(各階) 四立面図 四断面図	
	図建築 (構造) 図電気 (強電、弱電) 図機械 (給排水衛生設備、空調換気設備) 図界降機等 図工事費概算書 図関係法令チェックリスト 図概略工事工程表 図現況調査書

	成 果 物	備考
	☑景観形成条例事前協議業務	
その他	☑透視図(☑鳥瞰図、☑内観図、☑外観図)	
	□模型(□スタディ模型程度、□専門業者作成模型)	□ 模型の写真
İ	□模型の写真(□キャビネ版)	

(2) 実施設計

		成 果 物	備 考
	標準業務	☑計画通知書又は確認申請書☑関係法令チェックリスト☑工事費概算書☑各種技術資料☑各種計算書☑構造計算書(特定天井)	(1 建築基準法、2 公営住宅法、 3 消防法、4 都市計画法、5 鳥 取県福祉のまちづくり条例、6 景観法、7 その他)
	業務	図工事費内訳書 図積算数量算出書 図単価作成資料 図見積書 図見積検討資料 図営繕工事チェックマニュアルによるチェックリスト □認定通知書 図認定・許可申請書 □防災計画評定又は防災性能評定に関する申請書 図認定通知書等 図省エネルギー関係計算書 図建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書 図防災計画書 図概略工事工程表 □石綿の有無に関する事前調査結果報告書 図透視図	RIBC データ 耐震改修促進法関係 建築基準法関係 建築物省エネ法関係
設計図		設計図書一式 ②表紙・図面目録 ②建築物概要書 ②特記仕様書 ②敷地求積図 ②配置図 ②面積表及び求積図 ②仕上表 ②平面図(各階) ②立面図(各階) ②立面図(名面) ②断面図(2面以上) ②矩計図 ②平面詳細図 ②断面・部分詳細図 ②展開図 ②天井伏図(各階) ②建具位置図 ②建具表 ②外構図 ②仮設計画図 ②日影図 ②特記仕様書 ②構造基準図 ②基礎・各階床伏図 ②軸組図 ②部材断面・継手リスト表 ②構造詳細図	発注区分ごとに作成する 改修工事の場合は、改修前・後 の図面を作成する。 発注区分ごとに作成する 建築(構造)の成果図書は、建 築(総合)実施設計の成果図書 の中に含めることもできる。

電気	図表紙・図面目録 図特記仕様書 図敷地案内図・概要 図配置図 図建築断面図 図使設計画図 図受変電設備図 □非常電源設備図 □非常電源設備図 □対線系統図・盤リスト 図照明器具姿図・電灯、コンセント設備平面図(各階) 図動力設備平面図(各階) 図通信・情報設備系統図・平面図(各階) 図火災報知等設備系統図・平面図(各階) 図屋外設備図	発注区分ごとに作成する 改修工事の場合は、改修前・後 の図面を作成する
機械	機械共通 図表紙・図面目録 図特記仕様書 図敷地案内図・概要 図配置図 図建築断面図 図(の設計画図 機械(給排水衛生設備) 図給排水衛生設備配管系統図・平面図(各階) 図消火設備系統図・平面図(各階) 図消火設備系統図・平面図(各階) 図排水処理設備図 図その他設置設備設計図 図機器表 図部分詳細図 図屋外設備図 機械(空調換気設備) 図空調設備系統図・平面図(各階) 図換気設備系統図・平面図(各階)	発注区分ごとに作成する 改修工事の場合は、改修前・後 の図面を作成する
昇降機等	 ☑その他設置設備設計図 ☑機器表 ☑部分詳細図 ☑屋外設備図 ☑表紙・図面目録 ☑特記仕様書 ☑敷地案内図・概要 ☑配置図 ☑建築平面図・断面図 ☑仮設計画図 ☑平面図 ☑出入口立面図 ☑昇降路平面図 ☑横械室平面図 ☑昇降路断面図 	発注区分ごとに作成する 改修工事の場合は、改修前・後 の図面を作成する。

	□表紙・図面目録	発注区分ごとに作成する
	□特記仕様書	
	□敷地案内図・概要	ラスターデータの貼り付
	□仕上表	(☑可 ☑不可)
	□配置図	
解	□既設平面図(各階)	
体	□既設立面図	
	□既設断面・矩計図	
	□既設電気・機械設備図	
	□構造図	
	□仮設計画図	
	□その他()	

6 成果物の提出部数等

(1) 基本設計

成果物等		規格	部数	備考
☑基本	設計説明書	図A3 判二つ折り製本	3 部	
(A	13 縮尺の設計図共)	☑電子データ	一式	PDF 形式
☑設計図		☑原図	一式	工事名記入、図面ファイル
		☑電子データ	一式	JWW 形式(DXF 形式)及び PDF 形式
		☑白焼き	*	※調査職員の指示による
その	☑景観形成条例事前協議業務		1部	規模が該当する場合
	□特殊設備に係る検討書	□音声誘導設備 □雨水再利用設備 □太陽光発電設備	1 部	
	☑透視図(カラー)	☑鳥瞰図 A3 判程度 ☑外観図 A3 判程度 ☑内観図 A3 判程度	2面	□額装:アルミ枠 電子データ共(JPG, PDF)
他	□模型	縮尺:1/500~1/1000	一式	□有:アクリルケース
	□模型の写真	□キャビネ版	1部	電子データ共
	図業務打合せ記録		一式	
	☑概略工事工程表		一式	
	口その他			

(2) 実施設計

区分	名称	規格	部数	備考
	☑設計原図	白焼き	1部	工事名記入、図面ファイル
	☑縮小第2原図	白焼き A3 判	1部	
	☑白焼き製本	二つ折り	3部	
= n.	☑白焼き製本(縮小版)	A3 判二つ折り	3部	
	 ☑白焼き (バラ)	A4 判折り	1部	図面袋共※発注区分毎
		ホッチキス止め	3部	
設計図		☑図面データ (CAD)		使用ソフトの標準ファイル 及び JWW(または DXF)
		図図面データ (PDF)		
	□□電子データ	☑図面データ (PDF)	一式	検印済の設計原図をデータ 化すること
		図内訳書 (RIBC)		
		☑工法、単価等資料		PDF
		☑透視図		JPG, PDF 等のデータ
	☑業務打合せ記録		1部	
標準	☑現地調査書		一式	
標準業務	☑概算工事費		1部	
	☑関係法令チェックリスト		1部	

☑構造計算書		一式	
電気 各種設計計算書	☑照度計算書☑負荷設備容量算定書☑幹線サイズ計算書☑変圧器容量計算書□発電器容量計算書☑短絡電流計算書☑テレビレベルダイヤグラム	一式	
機械各種設計計算書	図衛生設備配管計算書 図衛生設備機器容量計算書 図空気調和設備配管計算書 図空気調和設備熱負荷計算書 図空気調和機器容量計算書 図換気ダクト等計算書 図換気設備負荷計算書 図換気設備機器容量計算書	一式	
□その他		一式	

区公	名 称	規格	部数	備考
区分_	積算数量算出書 単価作成資料 見積書 見積価格一覧表 単価表 営繕工事チェックマニュア/ によるチェックリスト		1部	第出に用いた図面等 カタログ等の写し 見積検討資料
	☑工事費内訳書	RIBC データ		
	模型等 ☑透視図(カラー) □模型		2面 一式	
追加業務	各種通知書等 □認定通知書(耐震改修促進法関係) □認定・許可申請書(建築基準法関係) ☑計画通知書又は確認申請書 ☑計画通知書等 (建築物省エネ法関係) ☑建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書 ☑景観計画区域内における行為の通知書			
	☑概略工事工程表		一式	_
	□敷地測量図	(平板測量等)	一式	
	□石綿の有無に関する事前 調査結果報告書		1 部	
	□その他			

鳥取市気高地域新設統合小学校新築基本設計及び実施設計業務

設計与条件

1 目的

宝木小学校・瑞穂小学校・浜村小学校・逢坂小学校の4校を1つの小学校として新設統合する気高地域新設統合小学校(仮称)の施設整備に伴い、令和7年7月に作成された「鳥取市気高地域新設統合小学校整備 基本構想・基本計画」に示される施設のコンセプトに基づき、合理的かつコンパクトな施設の基本設計及び実施設計を行うものである。

2 建物概要

建設場所 鳥取市気高町浜村地内

敷地面積 19,810.84 ㎡

用途地域 指定なし 気高都市計画区域

建蔽率 10分の7

容積率 10分の40

延べ面積 ※基本設計により決定

(参考:校舎棟 4,200 m²程度、屋内運動場棟 900 m²程度)

構造 木造、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造について比較検討し決定する。

階数 地上3階程度

施設人数 児童数 300 人程度 職員 30 人程度

附属建物 車いす使用者用駐車場(2台分)

倉庫(2棟(20 m²程度(屋外用品等収納)+10 m²程度(防災倉庫))

3 設計与条件

(1) 施設所要室等の概要

(校舎)

区分	室名	数	備考
普通教室	普通学級	1 3	1 クラス 64 ㎡程度
	特別支援学級 4 同上		同上
特別教室	理科室(準備室共)	1	
	音楽室(準備室共)	1	
	図工室(準備室共)	1	
	家庭科室(準備室共)	1	

	回事党 (海岸党井)	1	
	図書室(準備室共)	1	사고 세 근 4D 근
	特別活動室(学級活動、児	2	普通教室程度
	童会活動、クラブ活動、学		
	校行事など、学校が正規の		
	教育課程として位置づけて		
	いる活動を行うための部		
	屋)		
多目的教室	多目的ホール	1	※地域住民も利用可能な
			計画とする。(管理方法
			により専用部分(玄関、
			トイレ、準備室等)の配
			置についても協議するこ
			と。)
管理関係室等	校長室	1	職員室と同階
	職員室	1	昇降口、グランドの様子
			など見渡せる位置とす
			る。
	印刷室	1	
	保健室	1	
	職員更衣室	1	
	給湯室	1	
	放送室	1	
	教育相談室	2	1部屋は、通級指導教室
			(小・中・義務教育学校
			の通常学級に在籍してい
			る、特別な支援を必要と
			する児童生徒が、ほとん
			どの授業を通常の学級で
			受けながら、障がいの状
			 態等に応じて適切な指導
			を受ける教育形態)とし
			ての利用も考えられるこ
			とから玄関から近い場所
			とするなど配置につい
			て、配慮を行うこと。
	会議室	1	7 11212 - 14 7 0
<u> </u>	→ H/\	<u> </u>	

	教材室・倉庫	適宜	
	配膳室	1	
共用部分	児童用トイレ	5	配置により調整
	職員・来客用トイレ	1	
	バリアフリートイレ	6	配置により調整
	昇降口	1	来客者や共用部利用者の
			出入りについて検討
	廊下		
	階段	適宜	
	エレベーター	1	バリアフリー対応
放課後児童クラブ	専用室	3	配置により2部屋までは
			特別活動室等と兼用可
			※学校エリア侵入対策を
			検討
	静養室	2	
	事務室	1	配置による
	トイレ		学校と共用
	バリアフリートイレ		学校と共用
	昇降口	1	学校と共用不可
	廊下		適宜

なお、室数及び各面積は、目安を示しており、基本設計において検討後決定する。

【屋内運動場】

区分	室名	数	備考
屋内運動場	アリーナ	1	
	ステージ	1	
	控室	2	
	器具庫	1	
	トイレ	1	
	バリアフリートイレ	1	
	更衣室	1	
	玄関ホール	1	

(2) 施設の設計全般について

施設の構造、設備及び意匠において、経済性、機能性、施工性、耐久性など に配慮し、ライフサイクルコストの縮減に努めること。

(3) 省エネ化、脱炭素化

屋内運動場も含め省エネ化、脱炭素化を目指し、省エネ基準、省エネ誘導基準及び ZEB 基準の各基準を達成する計画を比較検討するものとする。(別紙省エネ化・脱炭素化検討指示書参照)ただし、当該業務では、ZEB 認証の取得は想定しておらず、取得する場合は別途協議するものとする。

- (4) 脱炭素化建築物を目指すにあたり、創エネ設備の検討をするものとする。
- (5) 建築物の木質化

施設は木材による快適な学習環境や木材を通した学習機会の形成による教育的効果の向上を目指す計画とする。ただし、内装木質化等仕様については、コストと意匠性のバランスを研究し、採用すること。

- (6) 屋内運動場については、自然換気と空調設備の効率的な利用を検討すること。
- (7) 外構設計においては、建築物周辺の外構工事を対象とし、グラウンド部分については別途工事とし設計対象外とするが、敷地全体として取りまとめる必要があるため、グラウンド部分の設計者等とよく協議し、進めていくこと。
- (8) 設計期間中には「気高地域学校統合準備委員会」に出席し、進捗を説明すること。(4回程度)
- (9) 概算工事費及び概略工程表は、事業スケジュールの参考とするため、実現可能 なものとして作成すること。
- (10) 施設における、建具、家具等は規格品、汎用品を活用すること。
- (11) 本事業は、「鳥取市気高地域統合小学校整備 基本構想・基本計画」に基づき 計画を進めるものであり、設計にあたり検討が必要な項目については、検討 結果を発注者に提示し、説明するものとする。
- (12) 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(文部科学省)等を参照し、非構造部材については、十分な耐震性能を確保するとともに、大規模空間の天井については、耐震天井等の検討を行うこと。
- (13) 本施設の工事においては、工区分け、分離発注を想定しているため、図面等の 作成においては、事前に協議して設計に向かうこと。

鳥取市気高地域新設統合小学校新築

省エネ化・脱炭素化検討指示書

鳥取市気高地域施設統合小学校を整備するにあたり、省エネ化及び脱炭素化を推進する ため、検討の必要がある項目は以下の通りである。

- ・屋根・壁・床等の高断熱化
- ・開口部の断熱
- ・日射遮蔽(複層ガラス・高性能サッシの導入)
- ・昼光利用・自然採光の有効利用
- ・高効率空調:空調設備と調和のとれた換気設備(全熱交換機、CO2 センサー等)
- ・LED の導入 等

これらについては、それぞれの構造において以下の①~③の目標値を達成する仕様で、BEI 値、BPI 値、概算工事費について比較するものとする。

- ① ZEB (BEI=0) の仕様
- ② ZEBready (BEI=0.5) の仕様
- ③ 省エネ誘導基準 (BEI=0.6) 達成の仕様
- ④ 省エネ基準 (BEI=0.8) 達成の仕様

各仕様の選定については、設計者の提案とし、選定した内容を記載すること。 工事費等は「鳥取市営繕工事における週休2日工事実施要領」に基づき積算すること。 また、各仕様において消費エネルギーによるCO2排出量の比較を行うものとする。

(比較検討例)

構造:					
部位	室等	① の仕様	② の仕様	③ の仕様	④ の仕様
屋根					
外壁					
外部建具					
空調	冷房				
	暖房				
換気	便所				
	教室				

	教室		
照明	廊下・		
	便所		
	機械室		
創エネ設備			
BEI			
BPI			
概算費 (千円)			
(イニシャルコスト)			
光熱費(千円)			
(ランニングコスト)			
CO2 排出量			
ライフサイクルコスト			

【コスト比較について】

・上記に示す各仕様について、イニシャルコスト及びランニングコストを算出し、総合的に比較検討すること。(※コストの比較は工事完成後15年経過程度のモデルにより検討する。)

鳥取市建築設計業務委託共通仕様書 (新営・改修工事用)

令和7年6月

都市整備部建築住宅課

1 適用

- (1) 鳥取市建築設計業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、鳥取市が発注する営繕工事に係る建築設計業務(建築意匠、建築構造、電気、機械の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。)の委託に適用する。
- (2) 設計仕様書は、相互に補完し合うものとする。ただし、設計仕様書の間に相違がある場合、設計 仕様書の優先順位は、次のアからオの順序のとおりとする。
 - ア 質問回答書
 - イ 現場説明書
 - ウ図面
 - 工 特記仕様書
 - 才 共通仕様書
- (3) 受注者は、前項の規定により難い場合又は設計仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、 承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第 14 条に基づき発注者が定めた者であり、総括調査員、 主任調査員、一般調査員を総称していう。
- (2) 「検査職員」とは、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、契約書第31条の規定に基づき発注者が定めた者をいう。
- (3) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第 15 条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書及び設計仕様書をいう。
- (5) 「設計仕様書」とは、質問回答書、現場説明書、図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- (6) 「質問回答書」とは、現場説明書、図面、特記仕様書及び共通仕様書並びに現場説明に関する入 札等参加者からの質問に対して、発注者が回答した書面をいう。
- (7) 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- (8) 「図面」とは、契約等に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (9) 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (10) 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
- (11) 「特記」とは、1の(2)のアからエに指定された事項をいう。
- (12) 「指示」とは、調査職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について 書面をもって示し、実施させることをいう。
- (13) 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- (14) 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (15) 「報告」とは、受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
- (16) 「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な 事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。
- (17) 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の 立場で合議することをいう。
- (18) 「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を 説明し、差し出すことをいう。
- (19) 「書面」とは、手書き、ワープロ等により、伝える内容を紙に記したものをいい、発効年月日

を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、電子メール、ファクシミリ 等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

- (20) 「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分払の請求に係る既履行部分の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
- (21) 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- (22) 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- (23) 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、その範囲及び内容は次による。

- (1) 一般業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号(以下「積算告示」という。)別添一のとおりとし、範囲は特記による。
- (2) 追加業務の内容及び範囲は特記による。

第3章 業務の実施

1 業務の着手

受注者は、設計仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

2 設計方針の策定等

- (1) 受注者は、業務を実施するに当たり、設計仕様書及び調査職員の指示を基に設計方針の策定(積 算告示別添一第1項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の 策定をいう。)を行い、業務当初及び変更の都度、調査職員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
- (3) 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

3 適用基準等

- (1) 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、特記による。
- (2) 受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

4 提出書類

- (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を調査職員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。
- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、調査職員の指示によるものとする。
- (3) 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ調査職員の承

諾を受け、登録されることを証明する資料を検査職員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を調査職員に提出しなければならない。

(4) 業務実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ調査職員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を検査職員に提示し、業務完了検査後速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を調査職員に提出しなければならない。

5 業務計画書

- (1) 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書の内容は、特記による。
- (3) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

6 守秘義務

受注者は、契約書第6条の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7 再委託

- (1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書第 12 条の規定により、再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を除く)、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、設計仕様書を協力者へ提示するとともに、委託する業務の内容、委託金額等を記した書面により、適正な金額で再委託契約を行わなければならない。なお、協力者が鳥取市測量業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、再委託契約の締結をした場合は、委託金額が記載されている当該書面の写しを発注者に提出することとする。
- (6) 受注者は、協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の 再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。
- (7) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

8 特許権等の使用

受注者は、契約書第 13 条に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に 基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使 用について発注者と協議しなければならない。

9 調査職員

- (1) 発注者は、契約書第14条の規定に基づき、調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- (2) 調査職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 調査職員の権限は、契約書第14条に規定する事項とする。
- (4) 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合 は、口頭による指示等を行うことができるものとする。

(5) 調査職員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

10 管理技術者

- (1) 受注者は、契約書第15条の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。 なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
- (2) 管理技術者の資格要件は、特記による。
- (3) 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (4) 管理技術者の権限は、契約書第 15 条に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限(同条の規定により行使できないとされた権限を除く。)を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
- (5) 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、 相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

11 貸与品等

- (1) 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等(以下「貸与品等」という。)は、特記による。
- (2) 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却しなければならない。
- (3) 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受注者は、設計仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、 複写させ、又は譲渡してはならない。

12 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなれければならない。

13 関係官公庁への手続き等

- (1) 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
- (2) 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。
- (3) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

14 打合せ及び記録

- (1) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

15 条件変更等

受注者は、設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が 生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書第 19 条の規定 により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

16 一時中止

発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書第 22 条の規定により、設計業務の全部又は一部を 一時中止させるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不適当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不適当又は不可能となった場合
- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合

17 履行期間の変更

- (1) 受注者は、契約書第24条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、契約書第25条の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

18 設計業務の成果物

- (1) 契約図書に規定する成果物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。
- (2) 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行うものとする。
- (3) 受注者は、設計仕様書に規定がある場合又は調査職員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなくてはならない。

19 検査

- (1) 受注者は、設計業務が完了したとき、部分払を請求しようとするとき及び部分引渡しの指定部分 に係る業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、調査職員に提出しておかなければならない。
- (3) 受注者は、契約書の規定に基づく部分払の請求に係る既履行部分の確認の検査を受ける場合は、 当該請求に係る既履行部分の算出方法について調査職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に 係る業務は、次のア及びイの要件を満たすものとする。
 - ア 調査職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - イ 契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会のうえ、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 設計業務成果物の検査
 - イ 設計業務履行状況の検査(指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する)

20 修補

- (1) 受注者は、調査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。
- (2) 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。

21 引渡し前における成果物の使用

受注者は、契約書第33条の規定により、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、発注者に提出するものとする。

